

北海道警察大型固定標識（灯火式・反射式・自発光式）製作及び建植、取付工事共通仕様書

1 工 事 名 札幌市中央区宮の森2条1丁目外灯火式大型標識撤去その他工事。

2 工 事 場 所 別紙のとおり。

3 工 期 令和8年11月25日から令和9年2月12日まで。

4 工 事 範 囲 本仕様書、北海道警察交通安全施設工事共通仕様書、北海道警察安全施設工事特記仕様書、北海道警察大型固定標識（灯火式・反射式・自発光式）製作及び建植・取付工事共通仕様書、北海道警察路側標識制作及び建植・取付工事共通仕様書及び別紙設計図に示された範囲の次の工事とする。

大型標識工事箇所一覧

№	警察署	番	道路別	道路名称	設置市町村	設置場所	種別	工事内容	新管理番号	受渡	旧管理番号	事業別
1	西	542	道道	宮の沢北1条線	札幌市	中央区宮の森2条1丁目	最高速度 50k	改良更新	2004-0326	●	4004-0399	特定事業 ②
2	西	543	道道	宮の沢北1条線	札幌市	中央区宮の森2条1丁目	最高速度 50k	改良更新	2005-0326	●	4005-0399	特定事業 ②
3	南	678	国道	230号	札幌市	南区石山2条9丁目10	最高速度 50k	改良更新	2001-0426	●	4008-0498	特定事業 ②
4	南	679	国道	230号	札幌市	南区石山2条9丁目10	最高速度 50k	改良更新	2002-0426	●	4009-0498	特定事業 ②
5	南	680	国道	230号	札幌市	南区藤野2条10丁目	最高速度 50k	改良更新	2003-0426	●	4010-0499	特定事業 ②
6	南	681	国道	230号	札幌市	南区川沿15条2丁目4	最高速度 50k	改良更新	2004-0426	●	3020-0497	特定事業 ②
7	南	682	国道	230号	札幌市	南区川沿6条2丁目1	最高速度 50k	改良更新	2005-0426	●	4013-0499	特定事業 ②
8	南	683	国道	230号	札幌市	南区川沿6条2丁目1	最高速度 50k	改良更新	2006-0426	●	4001-0417G	特定事業 ②
9	白石	429	国道	12号	札幌市	白石区本通7丁目南5	最高速度 50k	改良更新	2004-0626	●	4012-0699	特定事業 ②
10	白石	430	国道	12号	札幌市	白石区本通6丁目北4	最高速度 50k	改良更新	2005-0626	●	4013-0699	特定事業 ②
11	白石	431	国道	12号	札幌市	白石区中央1条1丁目1	最高速度 50k	改良更新	2006-0626	●	3005-0696	特定事業 ②
12	豊平	797	道道	西野真駒内 清田線	札幌市	豊平区福住3条9丁目4番27号	最高速度 50k	改良更新	2005-0726	●	4001-0712G	特定事業 ②
13	厚別	628	国道	12号	札幌市	厚別区厚別東4条3丁目1	最高速度 50k	改良更新	2006-6826	●	3021-6896	特定事業 ②
14	厚別	629	国道	12号	札幌市	厚別区厚別東4条3丁目1	最高速度 50k	改良更新	2007-6826	●	3022-6896	特定事業 ②
15	厚別	630	国道	12号	札幌市	厚別区厚別中央2条3丁目6番	最高速度 50k	改良更新	2008-6826	●	3010-6896	特定事業 ②
16	厚別	631	国道	12号	札幌市	厚別区厚別中央2条2丁目2	最高速度 50k	改良更新	2008-6826	●	3008-6896	特定事業 ②

特 記 仕 様 書

積算条件

積算基準月	10月
工種区分	道路維持工事
積雪寒冷地域	2級地
施工区域区分	札幌
地域単価	大都市
交通誘導警備員の資格要件	あり
有価物	積算基準月のスクラップ価格によるマイナス控除を見込んでいる。 なお、スクラップ価格の変動による設計変更は行わない。
運搬費	各警察署所在地を基準に北海道警察安全施設工事特記仕様書に示す 産業廃棄物処理一覧のとおり見込んでいる。

発生材の取扱いについて

1 予定数量

(t)

警察署	廃棄物				有価物		
	コンクリート	アスファルト	鉄くず	蛍光灯	鉄等級	鉄	アルミ込みガラ
西	0.700	0.128	0.050	保管	H1	0.290	0.000
南	2.100	0.256	0.150	保管	H1	0.870	0.002
白石	1.050	0.192	0.079	保管	H1	0.435	0.006
豊平	0.350	0.000	0.028	保管	H1	0.145	0.003
厚別	1.400	0.256	0.100	保管	H1	0.580	0.000
合計	5.600	0.832	0.407	—		2.320	0.011

- 2 発生土については、適正な再生利用を図ること。ただし、発生土がランマーによる突固めが困難である場合等で再生利用に適さない場合は、工事監督員と協議すること。

保管品の取扱いについて

- 1 発生材に保管の指示がある場合は、北海道警察安全施設工事特記仕様書に示す「発生材引渡書」を提出すること。
- 2 発生材の具体的な引渡方法は、工事監督員と協議すること。

支給品の取扱いについて

- 1 支給品により施工するものがある場合は、支給品を引き渡す際に交付する「支給品受領書」を提出すること。
- 2 具体的な受領方法は、工事監督員と協議すること。

特 記 仕 様 書

法定外の労災保険の付保

- 1 受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。
- 2 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
- 3 受注者は、契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外の労災保険」）を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に締結すること。
- 4 受注者は「法定外の労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- 5 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、工期が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- 6 発注者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。
- 7 なお、委託業務の場合は、上記の文言について、工事着手を業務着手に、受注者を受託者に、工期を委託期間に、工事監督員を業務担当員にそれぞれ読替える。

特 記 仕 様 書

交通誘導警備員の資格について

- 1 本工事は、市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場であるため、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

資 格	確 認 資 料
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書（写し）

- 2 交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2級検定合格警備員を1人以上とすること。
- 3 交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を提出すること。
- 4 市街地とは、人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。
D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。
- 5 「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察本部ホームページによる。

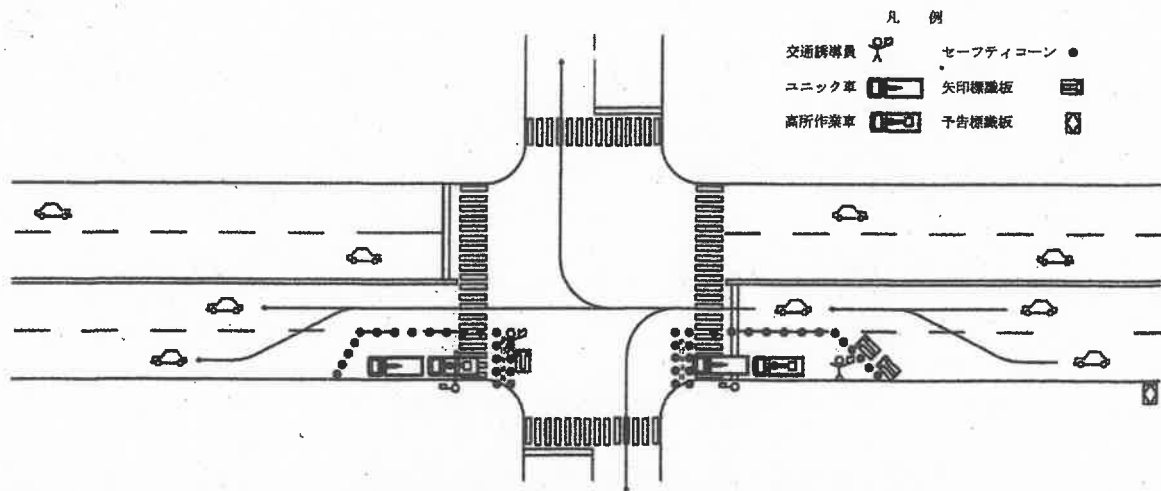
北海道循環資源利用促進税（以下、「循環税」という）について

- 1 当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。
- 2 当該工事での最終処分場に搬入される産業廃棄物は、循環税相当額を見込んでいまず、課税対象となる量が確定した時点で監督員と協議すること。
- 3 当該工事での中間処理場に搬入される産業廃棄物は、循環税相当額を見込んでいまず。

暴力団員等による不当介入について

- 1 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。
また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。
- 2 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。
- 3 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。

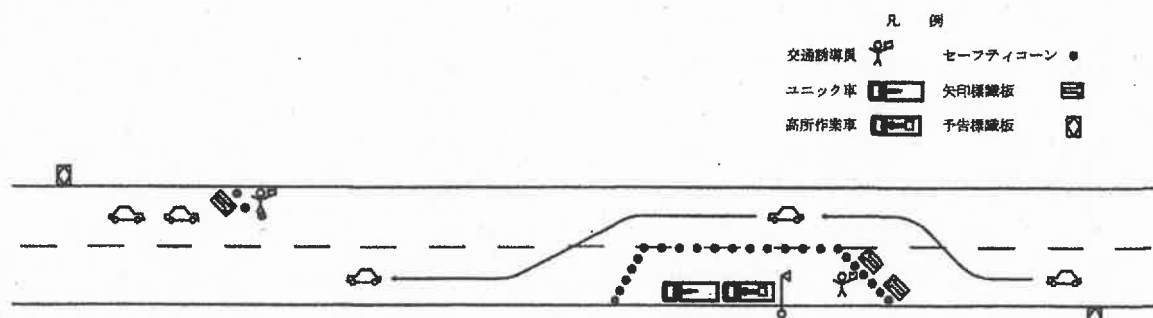
大型標識(十字路)



使用資材
 ・セーフティコーン 20~30本
 ・矢印標識板 2~3枚
 ・予告標識板 1~3枚
 又は警戒標識車 1台

- 1 交通誘導員2名を工事現場の前後に配置し、相互に連絡をとりながら通行車両の整理誘導を行うこと。
 なお、交通量の多い場合は、現場の状況に応じてさらに増員すること。
- 2 横断歩行者がある場合は、安全な通路を確保し、必要により誘導等の措置をとること。
- 3 交通誘導員は歩道側の矢印標識板やセーフティコーンの内側に位置し、大きい動作で合図すること。
- 4 作業区域は矢印標識板、セーフティコーンで整然と囲み、その設置間隔は、進行車両に對面する側は間隔を密にし、走行車両と平行する側は、車両が割り込めない程度に設置すること。
- 5 交通誘導員の手前50~200mの位置に予告標識板を設置（又は警戒標識車を配置）して、通行車両に對し前方が工事中であることを知らせ、徐行等安全走行を促すこと。

大型標識(単路)

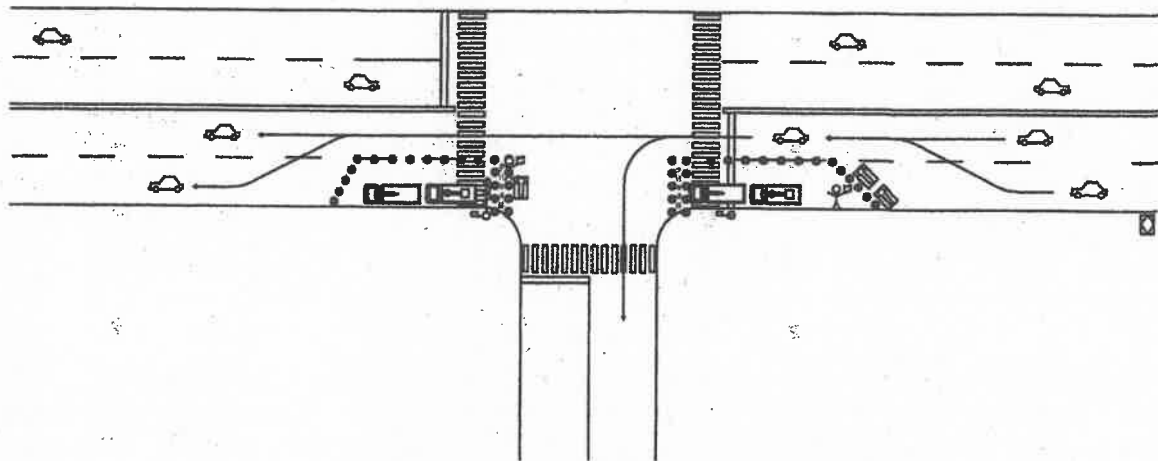


使用資材
 ・セーフティコーン 20~30本
 ・矢印標識板 2~3枚
 ・予告標識板 1~3枚

- 1 交通誘導員2名を工事現場の前後に配置し、相互に連絡をとりながら交互通行の整理誘導を行うこと。
 なお、現場が連続カーブ等で見通しの悪い場合は、カーブ側の誘導員の手前にさらに1名増員し、対向車両に徐行を促す等警戒をすること。
 - 2 交通誘導員は歩道側の矢印標識板やセーフティコーンの内側に位置し、大きい動作で合図すること。
 - 3 作業区域は矢印標識板、セーフティコーンで整然と囲み、その設置間隔は、進行車両に對面する側は間隔を密にし、走行車両と平行する側は、車両が割り込めない程度に設置すること。
 - 4 交通誘導員の手前50~200mの位置に予告標識板を設置して、通行車両に對し前方が工事中であることを知らせ、徐行等安全走行を促すこと。
- (注) 片側1車線の道路においては、原則として警戒標識車は配置しないこととしているが、道路の幅員が大きく警戒標識車を駐車させても他の交通に支障ないと認められるときは、警戒標識車を配置してもよい。

大型標識 (T字路)

凡 例			
交通誘導員		セーフティコーン	●
ユニック車		矢印標識板	
高所作業車		予告標識板	

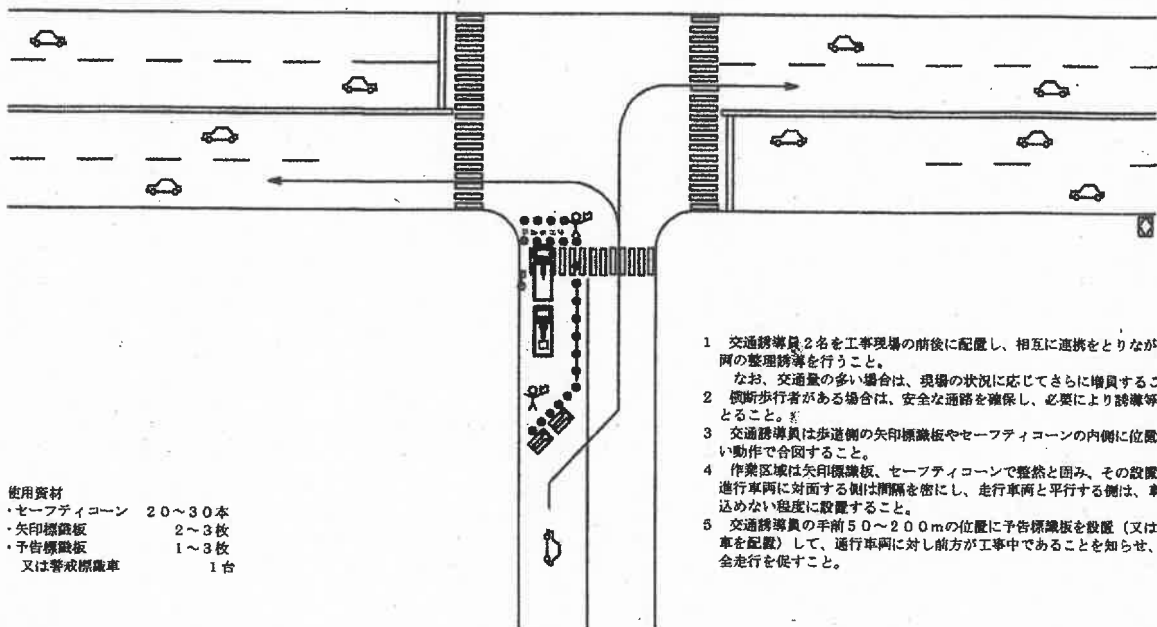


使用資材
 ・セーフティコーン 20~30本
 ・矢印標識板 2~3枚
 ・予告標識板 1~3枚
 又は警戒標識車 1台

- 1 交通誘導員2名を工事現場の前後に配置し、相互に連携をとりながら通行車両の整理誘導を行うこと。
 なお、交通量の多い場合は、現場の状況に応じてさらに増員すること。
- 2 横断歩行者がある場合は、安全な通路を確保し、必要により誘導等の措置をとること。
- 3 交通誘導員は歩道側の矢印標識板やセーフティコーンの内側に位置し、大きい動作で合図すること。
- 4 作業区域は矢印標識板、セーフティコーンで整然と囲み、その設置間隔は、通行車両に直面する側は間隔を密にし、走行車両と平行する側は、車両が割り込めない程度に設置すること。
- 5 交通誘導員の手前50~200mの位置に予告標識板を設置（又は警戒標識車を配置）して、通行車両に対し前方が工事中であることを知らせ、徐行等安全走行を促すこと。

大型標識 (T字路)

凡 例			
交通誘導員		セーフティコーン	●
ユニック車		矢印標識板	
高所作業車		予告標識板	



使用資材
 ・セーフティコーン 20~30本
 ・矢印標識板 2~3枚
 ・予告標識板 1~3枚
 又は警戒標識車 1台

- 1 交通誘導員2名を工事現場の前後に配置し、相互に連携をとりながら通行車両の整理誘導を行うこと。
 なお、交通量の多い場合は、現場の状況に応じてさらに増員すること。
- 2 横断歩行者がある場合は、安全な通路を確保し、必要により誘導等の措置をとること。
- 3 交通誘導員は歩道側の矢印標識板やセーフティコーンの内側に位置し、大きい動作で合図すること。
- 4 作業区域は矢印標識板、セーフティコーンで整然と囲み、その設置間隔は、通行車両に直面する側は間隔を密にし、走行車両と平行する側は、車両が割り込めない程度に設置すること。
- 5 交通誘導員の手前50~200mの位置に予告標識板を設置（又は警戒標識車を配置）して、通行車両に対し前方が工事中であることを知らせ、徐行等安全走行を促すこと。

大型標識管理台帳

No. 1	西警察署	管理番号	A B	2004-0326	整理番号	542
設置場所	札幌市中央区宮の森2条1丁目					
路線名	道道宮の森北1条線		目 標 物			
新設年月日	昭和63年7月28日		位 置 情 報	43.0666486,141.3110286		
更新年月日	平成12年3月20日		設 置 会 社			
更新年月日			規 制 番 号	H6.4.20-4		
備 考						

旧4004-0399

又キ

同位置建柱

↓

(A)2004-0326

(木)

電気解約済

旧整理番号

5

灯火式大型標識 改良更新 工事				(1 個所)			
本柱	亜鉛	7.5m	1本	支柱	3.2m	1本	・本柱 取外1 取付1 ・支柱 取外1 取付1 ・灯体 取外1 ・本板 取付1 ・取付金具 取外1 取付1 ・ネカセ 取外1 取付1 ・管理番号シール 取付1 ・反射シール 取付2 ・舗装復旧 1㎡
本板	最高速度50K (カプセル)	1枚	取付金具	最高速度用 (620×50×50×4)×2	1組		
				舗装復旧	1㎡		
				ネカセ	1個		
				管理番号シール	1枚		

[illegible]

注 規格は、A列4番縦長とする。

大型標識管理台帳

No. 2	西警察署	管理番号	A B	2005-0326	整理番号	543
設置場所	札幌市中央区宮の森2条1丁目					
路線名	道道宮の森北1条線		目 標 物			
新設年月日	昭和63年7月28日		位 置 情 報	43.0660612,141.3119003		
更新年月日	平成12年3月20日		設 置 会 社			
更新年月日			規 制 番 号	H6.4.20-4		
備 考						

電気解約済

又

旧4005-0399

50

同位置建柱

(木)

50

(A)2005-0326

二十四軒1-7

管城橋

宮の森2-1

現場

いすゞ

灯火式大型標識 改良更新 工事 (1 個所)

本柱	亜鉛	7.5m	1本	支柱	3.2m	1本	・本柱 ・支柱 ・灯体 ・本板 ・取付金具 ・ネカセ ・管理番号シール ・反射シール ・舗装復旧	取外1 取付1 取外1 取付1 取外1 取付1 取付1 取付2 1㎡
本板	最高速度50K (カプセル)		1枚	取付金具	最高速度用 (620×50×50×4)×2	1組		
				舗装復旧		1㎡		
				ネカセ		1個		
				管理番号シール		1枚		

路 側 工 事 (個所)

[illegible]

注 規格は、A列4番縦長とする。

大型標識管理台帳

No. 3,4

南警察署

管理番号

A	2001-0426
B	2002-0426

整理番号

678,679

設置場所 札幌市南区石山2条9丁目10

路線名	国道230号
-----	--------

目標物

42.9610544,141.3135438

新設年月日

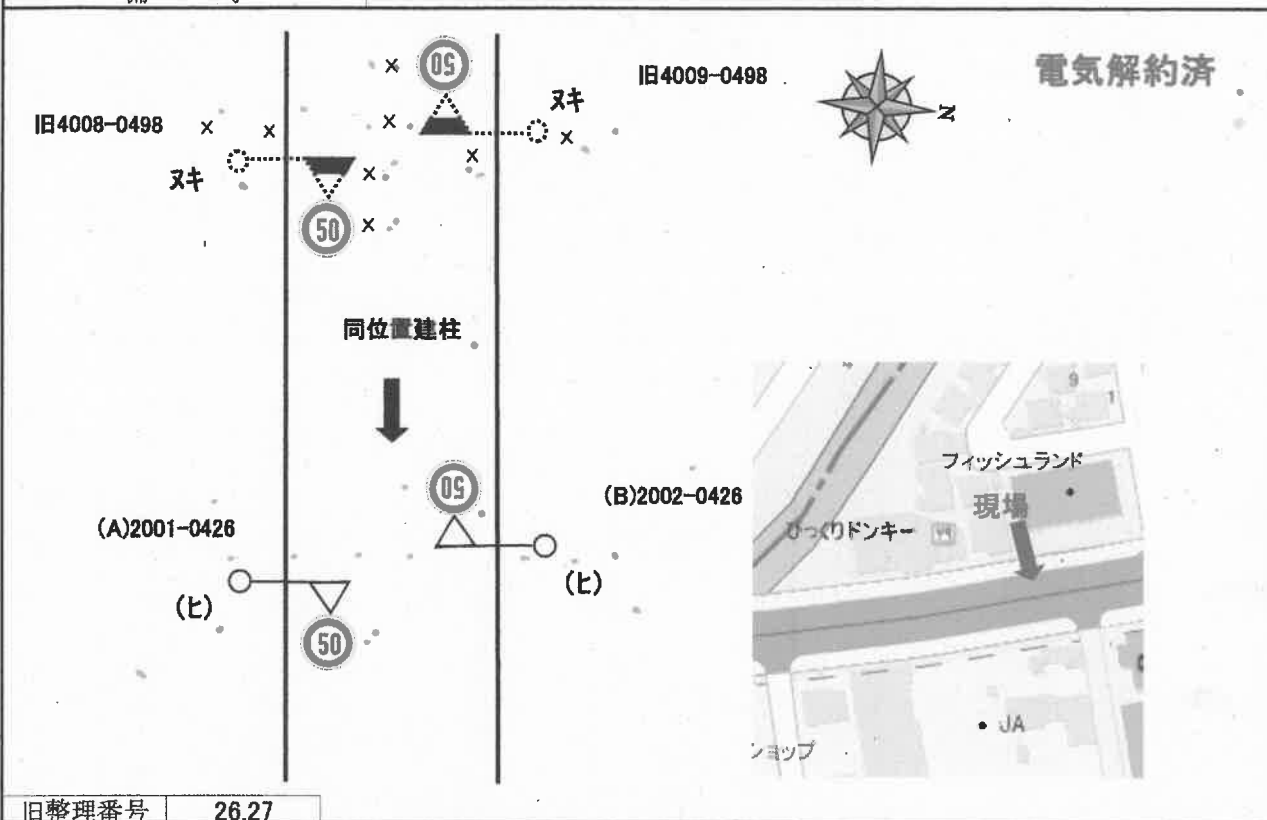
昭和63年8月27日

設置会社

更新年月日

規格番号	H10.5.20-33
------	-------------

備考



旧整理番号	26,27
-------	-------

灯火式大型標識 改良更新 工事 (2 箇所)

本柱	亜鉛	7.5m	2本	支柱	3.2m	2本	・本柱 取外2 取付2 ・支柱 取外2 取付2 ・灯体 取外2 ・本板 取付2 ・取付金具 取外2 取付2 ・ネカセ 取外2 取付2 ・管理番号シール 取付2 ・反射シール 取付4
本板	最高速度50K (カプセル)		2枚	取付金具 最高速度用 (620×50×50×4)×2		2組	
					ネカセ	2個	
				管理番号シール		2枚	

路 側 工 事 (個所)

[illegible]

注 規格は、A列4番縦長とする。

62	20	010	交通規制関係	長期
----	----	-----	--------	----

旧4010-0499

同位置建柱

(木)

(A)2003-0426

電気解約済

旧整理番号 | 14

灯火式大型標識 改良更新 工事 (1 個所)

本柱	亜鉛	7.5m	1本	支柱	3.2m	1本	・本柱 取外1 ・支柱 取付1 ・灯体 取付1 ・本板 取付1 ・補助板 取外1 ・取付金具 取外1 ・ネカセ 取外1 ・舗装復旧 1㎡ ・管理番号シール 取付1 ・反射シール 取付2
				補助板	900×330 ここから カプセル	1枚	
本板	最高速度50K (カプセル)		1枚	取付金具	最高速度用 (1070×50×50×4) × 2	1組	
					ネカセ	1個	
	舗装復旧		1㎡		管理番号シール	1枚	

路側工事 (個所)

[illegible]

62	20	010	交通規制関係	長期
----	----	-----	--------	----

大型標識管理台帳

No. 6	南警察署	管理番号	A 2004-0426 B	整理番号	681
設置場所	札幌市南区川沿15条2丁目4				
路線名	国道230号		目標物		
新設年月日	平成9年12月22日		位置情報	42.9762747,141.3359034	
更新年月日			設置会社		
更新年月日			規制番号	H10.5.20-33	
備考					

旧3020-0497

同位置建柱

↓

(A)2004-0426

N

電気解約済

現場

定山溪観光交通

川沿16条2

シヨツ

旧整理番号	179
-------	-----

灯火式大型標識 改良更新 工事				(1 箇所)			
本柱	亜鉛	7.5m	1本	支柱	3.2m	1本	・本 柱 取外1 取付1 ・支 柱 取外1 取付1 ・灯 体 取外1 ・本 板 取付1 ・取付金具 取外1 取付1 ・ネ カ セ 取外1 取付1 ・管理番号シール 取付1 ・反射シール 取付2 ・舗装復旧 1㎡
本板	最高速度50K (カプセル)	1枚		取付金具	最高速度用 (620×50×50×4)×2	1組	
					ネカセ	1個	
				管理番号シール	1枚		
				舗装復旧	1㎡		

路 側 工 事				(箇所)	

注 規格は、A列4番縦長とする。

62	20	010	交通規制関係	長期
----	----	-----	--------	----

大型標識管理台帳

No. 7,8

南警察署

管理番号

A 2005-0426
B 2006-0426

整理番号

682,683

設置場所 札幌市南区川沿6条2丁目1

路線名 国道230号

目 標 物

新設年月日

昭和63年8月27日

位置情報

42.9883690,141.3343437

更新年月日

平成12年3月20日

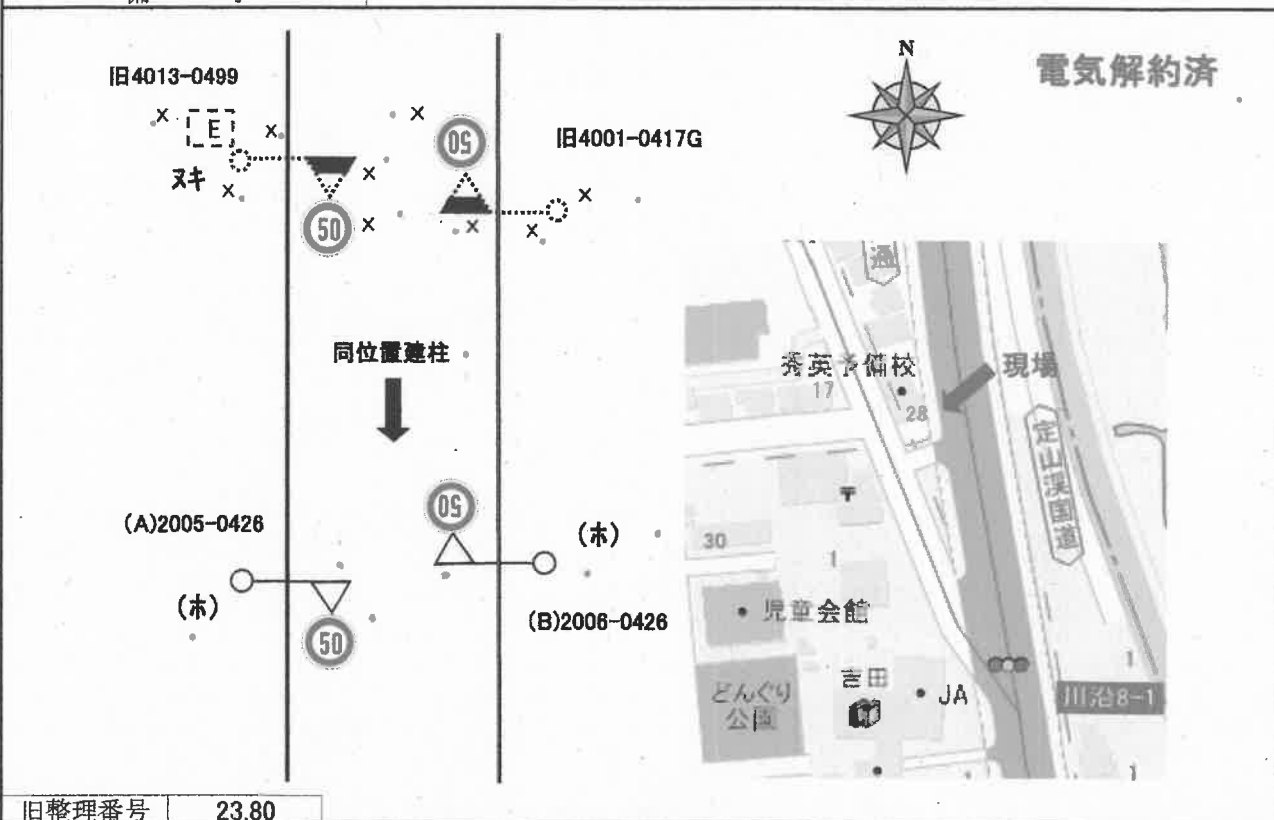
設置会社

更新年月日

規制番号

H10.5.20-33

備考



旧整理番号 23,80

灯火式大型標識 改良更新 工事

(2. 箇所)

本柱	亜鉛	7.5m	2本	支柱	3.2m	2本	・本 柱	取外2. 取付2.
							・支 柱	取外2. 取付2.
							・灯 体	取外2.
							・本 板	取付2.
							・取付金具	取外2. 取付2.
本板	最高速度50K (カプセル)		2枚	取付金具	最高速度用 (620×50×50×4)×2	2組	・ネ カ セ	取外2. 取付2.
					ネカセ	2個	・電源箱	取外1.
					管理番号シール	2枚	・管理番号シール	取付2.
					舗装復旧(各1㎡)	2㎡	・反射シール	取付4.
							・舗装復旧(各1㎡)	2㎡.

路 側 工 事

(箇所)

注 規格は、A列4番縦長とする。

62 20 010 交通規制関係 長期

大型標識管理台帳

No. 9	白石警察署	管理番号	A 2004-0626 B	整理番号	429
設置場所	札幌市白石区本通7丁目南5				
路線名	国道12号		目標物		
新設年月日	昭和63年7月28日		位置情報	43.0461062,141.4151593	
更新年月日	平成12年3月20日		設置会社		
更新年月日			規制番号	H13.2.21-10	
備考					

旧4012-0699

同位置建柱

(A)2004-0626

(木)

電気解約済

旧整理番号 10

灯火式大型標識 改良更新 工事 (1. 個所)							
本柱	亜鉛	7.5m	1本	支柱	3.2m	1本	・本柱 取外1・取付1 ・支柱 取外1・取付1 ・灯体 取外1 ・本板 取付1 ・取付金具 取外1・取付1 ・ネカセ 取外1・取付1 ・管理番号シール 取付1 ・反射シール 取付2 ・舗装復旧 1㎡
本板	最高速度50K (カプセル)	1枚		取付金具	最高速度用 (620×50×50×4)×2	1組	
					ネカセ	1個	
					管理番号シール	1枚	
				舗装復旧	1㎡		

路側工事 (個所)					

注 規格は、A列4番縦長とする。

旧4013-0699

又キ

支外~1
φ外~2

7-22

50

同位置建柱

(A)2005-0626

(ホ)

φ14~6

7-22

50

旧整理番号 10

電氣解約済

現場

ビッグバン

中央国道

ホンダ

なごやか亭

3

18

5

札幌江別通

ロバパン

灯火式大型標識 改良更新 工事 (1 個所)

本柱	亜鉛	7.5m	1本	支柱	3.2m	1本	・本柱 ・支柱 ・灯体 ・本板 ・取付金具 ・ネカセ ・管理番号シール ・反射シール ・舗装復旧	取外1 取外1 取外1 取付1 取外1 取付1 取付1 取付2 1㎡
本板	最高速度50K (カプセル)	1枚	取付金具	最高速度用 (620×50×50×4)×2	1組			
			ネカセ		1個			
			管理番号シール		1枚			
			舗装復旧		1㎡			

路 側 工 事 (1・個所)

[illegible]

62	20	010	交通規制関係	長期
----	----	-----	--------	----

灯火式大型標識 改良更新 工事 (1 個所)

路側工事 (1. 個所)

62	20	010	交通規制関係	長期
----	----	-----	--------	----

旧整理番号	26,27
-------	-------

灯火式大型標識 改良更新 工事 (2 個所)

路 側 工 事 (個所)[illegible]

62	20	010	交通規制関係	長期
----	----	-----	--------	----

大型標識管理台帳

No. 15	厚別警察署	管理番号	A 2008-6826	整理番号	630
			B		
設置場所	札幌市厚別区厚別中央2条3丁目6番				
路線名	国道12号		目標物		
新設年月日	平成9年1月30日		位置情報	43.0363328,141.4634894	
更新年月日			設置会社		
更新年月日			規制番号	H24.8.1-40	
備考					

旧3010-6896

同位置建柱

(A)2008-6826

電気解約済

旧整理番号 15

灯火式大型標識 改良更新 工事 (1 個所)

本柱	亜鉛	7.5m	1本	支柱	3.2m	1本	・本柱	取外1	取付1
							・支柱	取外1	取付1
							・灯体	取外1	
							・本板	取付1	
							・電源図	取外1	
本板	最高速度50K (カプセル)		1枚	取付金具	最高速度用 (620×50×50×4)×2	1組	・取付金具	取外1	取付1
					ネカセ	1個	・ネカセ	取外1	取付1
					管理番号シール	1枚	・管理番号シール	取付1	
					舗装復旧	1㎡	・反射シール	取付2	
							・舗装復旧	1㎡	

路側工事 (個所)

注 規格は、A列4番縦長とする。

大型標識管理台帳

No. 16

厚別警察署

管理番号

A 2009-6826
B

整理番号

631

設置場所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目2

路線名 国道12号

目標物

新設年月日

平成9年1月30日

位置情報

43.0346548,141.4603727

更新年月日

設置会社

更新年月日

規制番号

備考

旧3008-6896 対 同位置建柱 ↓ (A)2009-6826 (ホ)		電気解約済 現場 旭町 中央国道 札幌江別通 2 2 厚別中央2-2 ユニクロ もりもと
---	--	--

旧整理番号 14

灯火式大型標識 改良更新 工事 (1 個所)

本柱	亜鉛	7.5m	1本	支柱	3.2m	1本	取付金具	最高速度用 (620×50×50×4)×2	1組	ネカセ	1個	管理番号シール	1枚	舗装復旧	1㎡	・本柱 ・支柱 ・灯体 ・本板 ・取付金具 ・ネカセ ・管理番号シール ・反射シール ・舗装復旧	取外1 取付1 取外1 取付1 取外1 取付1 取外1 取付1 取付2
本板	最高速度50K (カプセル)		1枚														

路側工事 (個所)

注 規格は、A列4番縦長とする。

62 20 010 交通規制関係 長期